

令和 6 年第 3 回日高市農業委員会議事録

開 催 月 日		令和 6 年 3 月 25 日(月)				
開 催 場 所		日高市役所 301 会議室				
開 催 時 刻		午後 1 時 3 0 分				
閉 会 時 刻		午後 2 時 2 0 分				
議 長		福井 一洋				
	議席番号	氏 名	出欠席	議席番号	氏 名	出欠席
農 業 委 員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	欠席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	欠席	14	福井 一洋	出席
推 進 委 員 農 地 利 用 最 適 化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係 出席者	なし
事 務 局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 大河原 喜浩 主事 岡村 厚輝
傍 聴 人	なし
議 事	
日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 8 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
日程第 4	議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
日程第 5	議案第 10 号 特定農地貸付法第 3 条第 1 項の規定による特定農地貸付の承認について
日程第 6	専決処分の報告について
そ の 他	

議 長

これより、議事に入ります。

日程第 1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第 14 条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、4 番、5 番にお願いします。

日程第 2 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議に入ります。

1 番の議事について、本件担当の 13 番より申請地の状況について説明をお願いします。

13 番

場所は、〇〇から東に進み〇〇のある交差点を左折して、約150m進んだ先の左側になります。現地は、保全管理されている状態でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和 6 年 2 月15日付けで除外認可を受けています

譲受人は、〇〇市内に本社を置き、一般区域貨物自動車運送業の許可を受けた運送事業を行う事業者です。

譲受人の事業において、建設機械やコンクリートの二次製品を使用する現場が増加している影響から請負業務が増加しており、建設資材等の置場や積替作業場所が不足する状況であったため、既存敷地に事務所付倉庫を建設することとなり、敷地内で使用していた運搬車両の駐車場所が減少してしまったため、隣接地を拡張し、新規に駐車場を設置する計画となりました。

申請地では大型トレーラー 9 台、大型車両 9 台、従業員の車両12台置く計画となっています。

申請地の農地区分は 2 種農地となり、計画目的に必要性があると思われます。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続いて 2 番の議事に入ります。本件担当の 11 番より申請地の状況について説明をお願いします。

11 番

23日に推進委員と現地を確認しました。場所は、〇〇公会堂の北側に位置します。現地は耕耘しており、きれいな状態でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和 6 年 2

		月15日付けで除外認可を受けています。 譲受人は現在、妻の実家で妻と妻の弟の3人で生活をしています。 相続により実家は妻の弟が所有しており、今後、子供が生まれてくるとことや自分達の生活環境を考え、同居ではなく、自分達の住宅を建築する計画となりました。 住宅を建築する場所については、市内の市街化区域の土地を3箇所検討しましたが条件が合わず、最終的に、妻自身が相続した当該申請地を選定したとのことです。 申請地の農地区分は1種農地となりますが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われます。 ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
議	長	ありません。
委	員	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5
議	長	条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
事	務	続いて3番の議事に入ります。本件について、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 場所は、日高川島線沿いにある〇〇から東に約100m進んだところを左折した先に位置します。現地は草刈がしてあり、きれいな状態でした。 当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和6年2月15日付けで除外認可を受けています。 譲受人は現在、〇〇市の借家にて妻と子供3人で生活していますが、生活スペースが手狭となってきたので住宅を建築する計画となりました。 住宅を建築する場所については、妻の両親に相談したところ父が所有している申請地を紹介され、実家の近くの場所で将来的に両親の面倒を見られるなどの理由から選定しています。 申請地の農地区分は1種農地となりますが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われます。
議	長	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委	員	ありません。
議	長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5
委	員	条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
議	長	異議なし。
議	長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
		続いて4番の議事に入ります。本件担当の6番より申請地の状況につい

6 番

議 長
事 務 局

て説明をお願いします。

昨日、現地を確認しました。場所は、〇〇の西側になります。現地は草が少し生えている状態でした。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和6年2月15日付けで除外認可を受けています

譲受人は、全国で〇〇店を展開している事業者であります。今回、日高市馬引沢の事務所兼作業所を東日本エリアの拠点としており、従業員は社員、パートを含めて305人体制で操業しています。

現在、社員用などの駐車場を183台分設置していますが、会社まで車で通勤する社員が約170人いることや事業の状況により新たに40人程雇用する予定があること、また、会社関係者、来客用の駐車場を確保しなければならない状況です。このため、事務所兼作業所（営業所）の隣接地である申請地に駐車場を設置して不足を補う目的で今回の申請に至っています。

なお、申請地では社員用と営業用の車両51台を置く計画となっています。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われます。

議 長
委 員
議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

委 員
議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

13 番

議 長
事 務 局

続いて4番の議事に入ります。本件担当の13番より申請地の状況について説明をお願いします。

場所は、〇〇から東に進み〇〇のある交差点を左折して、約100m進んだ先の左側になります。現地は、栗の木が数本ある状態でした。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和6年2月15日付けで除外認可を受けています

譲受人は、市内に本社を置き、建設機械及び車両リース業、土木、建築工事の設計及び施工の請負等を行う事業者です。

現在、市内の旭ヶ丘地内に2箇所、駒寺野新田地内に1箇所の合計3箇所の車両置場兼資材置場を設置しています。

現在の事業において、受注する業務が増加している影響で、新たに大型重機を購入していることや受注した工事現場の進行状況や天候状況等によって、大型の重機及び資材を現場から引き上げることなどもあり、自己の都合以上に置場を必要とする状況が発生しており、既存の置場内に置ききれない事態となっ

ているとのこと。今後、風力発電施設の建替え業務を請負うことも予定しており、さらに大型重機を購入するため、置場を早急に確保しないといけないため、今回の申請に至っています。

申請地の選定理由としては、本社に近接する場所を最優先としていることから、申請地を選定しています。

なお、申請地では大型重機 8 台分、従業員車両 6 台分、大型重機の部材を置く計画となっています。

申請地の農地区分は 2 種農地となり、計画目的に必要性があると思われます。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第 3 議案第 8 号 農地利用集積計画（案）の決定について

議案第 8 号「農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項」の規定による「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

議案 1、本件について 6 番申請地の状況について説明をお願いします。

6 番
議 長
事 務 局

昨日、現地を確認しました。現地は全て、きれいな状態でした。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は花卉をはじめとし、水稻、ハパイヤ、里芋など栽培し、年間の農業従事日数は 350 日となる認定農業者です。

申請地は借受人の経営地に隣接しており、農地を集積して経営拡大を目的とした申請となります。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。

続いて議案 2 に入ります。本件担当の 6 番より申請地の状況について説明をお願いします。

6 番

昨日、現地を確認しました。現地は全て、耕耘されている状態でした。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局	譲受人は、市内で農地所有適格法人として酪農を営む法人です。 牧場では約 180 頭の乳牛を飼育し、農地は農地中間管理事業で借りており、飼料用の作物を栽培し、経営面積は約 8.7ha となります。 今回の申請地においても飼育用の作物を計画しており、経営規模拡大を目的としています。
議 長	ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。
	続いて議案 3 に入ります。はじめに 1 番、2 番、3 番、5 番の申請地の状況について、11 番より説明をお願いします。
11 番	23 日に現地を確認しました。現地は全てきれいになっており、一部にトンネルが設置してあり、作付けもしてありました。
議 長	続いて、事務局より 4 番の申請地の状況及び申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	場所は、日高川島線沿いにある〇〇の南側になります。現地は、すぐに耕作ができるような状態でした。 当該申請は、農地中間管理事業に基づく利用集積であり、農地中間管理機構(埼玉県農林公社)が所有者から利用権の設定を受けて、その後、担い手へ貸付を行うものです。 今回の設定目的は、いるま野地域明日の農業担い手育成塾推進事業によるもので、新規に就農を目指す方への研修農地とするものです。 なお、研修生は〇〇氏〇歳、独身の方になります。
議 長	ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。
	続いて議案 4 に入ります。本件について、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	場所は、日高高校通り沿いにある〇〇の南側に位置します。現地は草刈がし

議 長

委 員
議 長

委 員
議 長

4 番

議 長
9 番

議 長
事 務 局

議 長

てある状態でした。

借受人は〇〇地内に保育園を経営し、保育園児の給食野菜を自給自足することを目指している法人です。

既に、保育園周辺の農地を借りて、少しずつではありますが、耕作をしています。

指導農業士の協力を得ながら耕作をしており、農業従事している方は、〇〇市でも水稻と露地野菜栽培をしている方で、年間農業従事日数は 150 日以上となります。

申請地は、借受人の経営地に近接しており、経営拡大を目的としています。

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。

日程第 4 議案第 9 号 農地利用集積等促進計画（案）の決定について

続いて、日程第 4 に入ります前に、議事参与の制限により 5 番は退室願います。

それでは、議案第 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項」の規定による「農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を議題とします。

はじめに、高萩地区の申請地の状況について、4 番より説明をお願いします。

22 日に現地を確認しました。場所は、〇〇南側の圃場整備された場所になります。現地は耕耘され、きれいな状態でした。

続いて、中沢地区の申請地の状況について、9 番より説明をお願いします。

昨日、現地を確認しました。場所は、先程、説明のありました高萩地区の西側になります。現地は、耕耘されている状態でした。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

今回の促進計画は、既に担い手へ貸付されている農地についての案件で、当該借受人の〇〇氏が体調を崩された影響で、農業を行うのが困難となったため、新たな担い手へ貸付を行う変更手続きについての意見を求められたものです。

新たな担い手は〇〇氏であり、花卉をはじめ、水稻、里芋など栽培する認定農業者です。

農地利用促進計画について、計画内容のとおりでよろしいか、ご審議をお願いします。

ただいま、担当委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありまし

推進委員

たらお願いします。

私はこの地域の耕作組合に属していますが、水田に必要な水路が現地にあります。現状の水路を適正に利用してもらえよう指導していただけると助かります。

事務局

借受人へ申し伝えます。

議長

他に質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。今回の計画について、意見なしということでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件について、意見なしで回答します。

金子委員は入室してください。

日程第5 議案第10号 特定農地貸付法第3条第1項の規定による特定農地貸付の承認について

議案第10号「特定農地貸付法第3条第1項」の規定による「特定農地貸付の承認について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

場所は、〇〇の南側約200m先の高台に位置します。現地は、既に市民農園のような形態で、利用者もいる状況です。

農園は第1農園と第2農園に分けて設置して運営する内容になっており、市民農園として適法に開設するため、市へ手続きがあったものです。利用に関する規定については資料のとおりとなります。

個人が市民農園を開設するためには、市と協定を締結し、農業委員会の承認を得なくてはなりませんので、今回、承認を求められているものです。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

1番

資料に所有者と管理者の記載がありますが、関係性を教えてください。

事務局

管理者が所有者の母になります。

議長

他に質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。本件について、承認することよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は、本件は原案のとおり承認と決しました。

日程第6 「専決処分の報告」について

日程第6「専決処分の報告」について、農地法第5条第1項第6号が4件あります。

質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。
以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。